

学校法人新潟科学技術学園役員及び評議員報酬等規則

制 定 昭和58年 5 月31日

最新改正 令和 7 年 3 月26日

(趣旨)

第1条 この規則は、学校法人新潟科学技術学園（以下「学園」という。）の寄附行為第57条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

2 役員等に対する報酬については、役員等の地位にあることのみによっては支給しない。

3 役員等に対する報酬については、不当に高額とならないような支給の基準を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員とは、寄附行為第5条に規定する理事及び監事をいう。

(2) 常勤の役員とは、この法人において勤務することが常態である者をいう。

(3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。

(4) 理事とは、寄附行為第5条第1項第1号に規定する者をいう。その名称は次のとおりとする。

イ 理事長 寄附行為第14条第2項に規定する者

ロ 常務理事 寄附行為第14条第3項に規定する者

ハ 学長理事 寄附行為第7条第1項第1号に規定する者

ニ 職員理事 寄附行為第7条第1項第1号に規定する者

ホ 学識経験者理事 寄附行為第7条第1項第3号に規定する者

(5) 監事とは、寄附行為第5条第1項第2号に規定する者をいう。

(6) 評議員とは、寄附行為第5条第2項に規定する者をいう。その名称は次のとおりとする。

イ 職員評議員 寄附行為第31条第1項第1号に規定する者

ロ 外部評議員 イに該当する以外の者

(7) 報酬とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称の如何を問わず費用とは明確に区分されるものとする。

(8) 費用とは、職務の執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）、手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 学園は、役員等に対して、勤務の実態に応じた報酬を支給する。

2 役員等に対する報酬等は、評議員会の意見を聴き、理事会において決定する。

3 第1項の規定にかかわらず、学長理事、職員理事及び職員評議員については、報酬は支給しない。ただし、理事長を兼務する場合には、勤務の実態に応じた報酬を支給することができる。

4 役員等には、賞与及び退職慰労金は支給しない。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 役員等に対する報酬等の額は、別表第1に掲げるとおりとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬等の支給日等)

第6条 役員等の報酬等の支給日は、毎月25日とする。ただし、支給日が休日にあたるときは、その前日に支給する。

2 月の初日以外の日において新たに就任した役員等の就任当月分の報酬は、それぞれの日額に月の初日からその者が役員等となった日の前日に至るまでの休日以外の日の数を乗じて得た額を報酬の月額から控除した額とする。

3 月の末日以外の日において退任した役員等の退職当月分の報酬は、それぞれの日額に、その者が退任した日の翌日から月の末日に至るまでの休日以外の日の数を乗じて得た額を報酬の月額から控除した額とする。ただし、死亡した者に対する死亡当月分の報酬は、当月分の報酬の月額の全額を支給する。

(報酬の支給の制限)

第7条 役員等がその報酬額の定まっている期間中、1日も勤務しなかった場合は、報酬を支給しないことができる。

(旅費及び費用弁償)

第8条 役員等には、その勤務の実態に応じ、第2条第8号に規定する費用を弁償する。

2 役員等の旅費については、別表第2に掲げるとおりとする。ただし、学長理事、職員理事及び職員評議員の旅費は別に定める旅費規程により支給する。

3 常勤の学識経験者理事には、通勤費として、別に定める給与規程の通勤手当を支給する。

4 役員等が他の官公署若しくは事業所等から費用の弁償を受けたときは、この規則による費用の弁償はしない。ただし、この規則による弁償額よりも少ないときは、その差額を支給する。

(公表)

第9条 学園は、この規則をもって、私立学校法第100条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て、理事長が別に定める。

(改廃)

第11条 この規則の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、昭和58年5月31日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。

(報酬及び旅費の内払)

2 この規程の施行の日の前日までの間にすでに支払われた報酬及び旅費については、この規程による内払いとみなす。

附 則

この規程は、昭和59年7月18日から施行する。

附 則

(施行の期日等)

この規程は、昭和61年1月17日から施行し、昭和60年7月1日から適用する。ただし、監事については、昭和60年度の報酬から適用する。

附 則

(施行期日等)

この規程は、昭和62年11月18日から施行し、施行日現在在任する者に対し、昭和62年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成元年5月26日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

附 則

(施行の期日等)

- 1 この規程は、平成3年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の学校法人新潟技術学園役員報酬等に関する規程のうち、別表第2内国旅行の旅費（第7条関係）の適用については、施行日以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ施行日以後に完了する旅行のうち、施行日以後の期間に対応する分の旅行について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分の旅行については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成3年5月29日から施行し、平成3年3月26日から適用する。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成4年11月25日から施行し、平成4年4月1日から適用する。ただし、学外理事、監事及び顧問については、平成5年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成14年5月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 学園役員退任慰労金規程（昭和58年5月31日制定）は、令和2年3月31日をもって廃止する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、施行日前日現在在任する役員等については、この規則にかかわらず、令和 7 年度の定時評議員会の日までなお従前の例による。

別表第 1 報酬表（第 4 条関係）

別表第 1 報酬表（第 4 条関係）

役職・勤務形態の区分	報酬の区分	報 酬 の 額
理 事 長	報 酬 月 額	900,000円
理 事 長（兼 務）	報 酬 月 額	150,000円
常 務 理 事	—	必要により理事会で定める
学識経験者理事（常 勤）	—	必要により理事会で定める
学識経験者理事（非常勤）	報 酬 月 額	50,000円
	報 酬 日 額	会議等 1 回出席につき 7,000円
監 事（常 勤）	—	必要により理事会で定める
監 事（非常勤）	報 酬 月 額	50,000円
	報 酬 日 額	会議等 1 回出席につき 7,000円
外 部 評 議 員	報 酬 日 額	会議等 1 回出席につき 7,000円

別表第 2 （第 8 条第 2 項関係）

別表第2（第8条第2項関係）

国 内 旅 費

用務内容区分 旅費区分		役員等
日当 (1日につき)		3,000 円
宿泊料 (1夜につき)		20,000 円
交通費	鉄道賃	運賃、特別車両料金（グリーン料金）、特別急行料金、急行料金、座席指定料金 特別急行料金は片道100 km以上、急行料金は片道80 km以上の場合に支給する。 新幹線を利用することが常態となっている場合には、新幹線の鉄道賃を支給する。 寝台車を利用する場合は、寝台料金を支給する。この場合宿泊料は支給しない。
	船賃	最下級の2階級上位の級
	航空賃	普通運賃の直近上位の級を上限とする実費
	交通機関	実費
	業務用車・レンタカー	実費（有料自動車道、有料駐車場等の料金を含む。）
車賃	私有車	有料自動車道、有料駐車場等の料金 走行距離1 kmにつき30 円（距離は全路程を通算し、1 km未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）

備考

日帰り旅行の場合は日当を支給しない。

外 国 旅 費

用務内容区分 旅費区分		役員等
日当（1日につき）		5,400 円
宿泊料 (1夜につき)	甲地方	23,000 円
	乙地方	20,000 円
	丙地方	15,000 円
交通費	鉄道賃	実費
	船賃	最下級の2階級上位の級を上限とする実費
	航空賃	最上級の直近下位の級（ビジネスクラス）を上限とする実費
	車賃	実費
旅行雑費		査証料、空港使用料等

備考

- 1 甲地方、乙地方及び丙地方の区分は「国家公務員等の旅費支給規程」を準用する。
甲地方 指定都市、北米地域、欧州地域及び中近東地域
乙地方 甲、丙以外の地域
丙地方 アジア地域、中南米地域、大洋州地域、アフリカ地域及び南極地域
- 2 航空機、船舶又は列車による移動において機中等での宿泊を伴う場合は、宿泊料は支給しない。
（列車による移動において寝台料金を必要とした場合を除く。）
- 3 日帰り旅行の場合は日当を支給しない。